町田病院　医療安全管理指針

第 1.　総則

1. 目的

本指針は、医療法人社団創生会　町田病院　における医療安全管理体制の確立、医療安全管理のための具体的方策及び医療事故発生時の対応方法等について、指針を示す事により、適切に医療安全管理を推進し、安全な医療の提供に資する事を目的とする。

2.基本的な考え方

医療安全は、医療の質に関わる重要な課題である。また、安全な医療の提供は、医療の基本となるものであり、職員のひとりひとりが、医療安全の必要性・重要性を自分自身の課題と認識し、医療安全管理体制の確立を図り、安全な医療の遂行を徹底する事が重要である。医療事故を防止するにあたり「人は誤りを犯す」を前提に「誤り」に対する個人の責任追及よりも、「誤り」に対する原因を究明し、その防止対策を立てていく事がきわめて重要である。その為、医療従事者の個人レベルの向上と共に、病院全体の組織的な取組みを推進する事によって事故を防止し、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整備する事を目標とする。

3.組織及び体制

本院における医療安全対策と患者の安全確保を推進する為に、本指針に基づき本院に以下の役職及び組織等を設置する。

(1)　医療安全管理者
(2)　医療安全対策委員会
(3)　医療に係る安全確保を目的とした報告
(4)　医療に係る安全管理のための研修

4.医療安全対策委員会の設置

本院内における医療安全管理対策を総合的に企画、実施するために、医療安全対策委員会を設置する。

5.任務

医療安全委員会は、主として以下の任務を負う。

(1)　医療安全対策委員会の開催及び運営
(2)　医療に係る安全確保を目的とした報告で得られた事例の発生原因、再発防止策の検討及び職員への周知
(3)　院内の医療事故防止活動及び医療安全に関する職員研修の企画立案等
(4)　その他、医療安全の確保に関する事項

6.医療安全管理のための研修

1. 医療安全管理の為の研修の実施

(1)　医療安全対策委員会は、あらかじめ作成した研修計画に従い、年 2 回以上、全職員を対象とした医療安全管理の為の研修を定期的に実施する。
(2)　研修は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図ると共に、本院全体の医療安全を向上させる事を目的とする。

2. 医療安全管理の為の研修の実施方法

医療安全管理の為の研修は、病院長等の講義、院内での報告会、事例分析、外部講師を依頼しての講習、外部の講習会・研修会の伝達報告会または、有益な文献の抄読などの方法によって行う。

7.本指針の閲覧

本指針の内容を含め、職員は患者との情報の共有に努めると共に、患者及びその家族から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。また、本指針についての照会には医療安全対策委員会委員長が対応する。

8.患者からの相談への対応

病状や治療方針等に関する患者からの相談に対しては、医療相談室担当者が、誠実に対応し、担当者・医療安全管理者は必要に応じ主治医、担当看護師等へ内容を報告する。

令和 8 年 4 月 1 日
町田病院　医療安全対策委員会